

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
平成24年度長期借入金に関する申請の概要

1 郵便貯金勘定における長期借入金

借入を必要とする理由	(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下、機構)による預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため	
借入の額	2,400億円 (参考)昨年度:4,000億円 (機構による預金者に対する平成24年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。	
借入先	株式会社ゆうちょ銀行	
借入金の利率	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件	
借入金の償還方法及び期限	償還方法	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件 個々の貸付けについての償還期限内に随時償還(分割償還可)
	償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可)
利息の支払方法及び期限	支払方法	機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件 貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い
	支払期限	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

【参考】 機構による預金者に対する貸付け(概要)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。以下「機構法」という。)第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	定額郵便貯金(民営化前に契約されたもの)の預金者
貸付限度額	元利合計額の90%以内で、1人300万円まで
貸付期間	2年(1回に限り貸付けの更新が可能)
貸付利率	担保とする貯金の利率+0.25%

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

借入を必要とする理由	機構による契約者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため	
借入の額	18,000億円 (参考)昨年度:22,000億円 (機構による契約者に対する平成24年度新規貸付けの見込額の合計と同額) ※契約者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。	
借入先	株式会社かんぽ生命保険	
借入金の利率	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
借入金の償還方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
	償還方法	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還(分割償還可)
	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)
利息の支払方法及び期限	機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件	
	支払期限	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い
	支払方法	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

【参考】 機構による契約者に対する貸付け (概要)

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1項第1号の規定等に基づく業務

区 別	内 容
貸付対象者	簡易生命保険(民営化前に契約されたもの)のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者
貸付限度額	被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内
貸付期間	1年(貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)
貸付利率	機構の定める利率

平成24年度長期借入金

1 郵便貯金勘定における長期借入金の概要

(1) 借入れを必要とする理由

機構による預金者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため

(2) 借入金の額

機構による預金者に対する新規の貸付けの見込額の合計と同額

具体的には、別表1のとおり

(預金者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。)

(3) 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

(4) 借入金の利率

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件

(5) 借入金の償還の方法及び期限

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表1のとおり

(6) 利息の支払の方法及び期限

機構による預金者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表1のとおり

(7) 長期借入金に係る機構の業務の概要(預金者に対する貸付け)

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号。以下「機構法」という。)第13条第1項第1号及び第28条第1項第1号の規定等に基づき、機構が行う業務

具体的な内容は、次のとおり

区 別	内 容
貸付対象者	定額郵便貯金の預金者
貸付限度額	元利合計額の90%以内で、1人300万円まで
貸付期間	2年(1回に限り貸付けの更新が可能)
貸付利率	担保とする貯金の利率+0.25%

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の概要

(1) 借入れを必要とする理由

機構による契約者に対する新規の貸付けに係る原資を調達するため

(2) 借入金の額

機構による契約者に対する新規の貸付けの見込額の合計と同額

具体的には、別表2のとおり

(契約者の貸付けの申込みの動向により、変動があり得る。)

(3) 借入先

株式会社かんぽ生命保険

(4) 借入金の利率

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

(5) 借入金の償還の方法及び期限

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表2のとおり

(6) 利息の支払の方法及び期限

機構による契約者に対する新規の貸付けと同条件

具体的には、別表2のとおり

(7) 長期借入金に係る機構の業務の概要(契約者に対する貸付け)

機構法第13条第1項第2号及び第29条第1項第1号の規定等に基づき、機構が行う業務

具体的な内容は、次のとおり

区 別	内 容
貸付対象者	簡易生命保険のうち、契約者貸付が可能な保険種類の保険契約に係る契約者
貸付限度額	被保険者のために積み立てられた金額の範囲内において機構の定める額の範囲内
貸付期間	1年(貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)
貸付利率	機構の定める利率

《平成24年度郵便貯金勘定における長期借入金》

	借入予定額	借入金の償還方法及び期限		利息の支払方法及び期限	
		償還方法	償還期限	支払方法	支払期限
預金者に対する貸付けに係る長期借入金	2,400億円	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還 (分割償還可)	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

《平成24年度簡易生命保険勘定における長期借入金》

	借入予定額	借入金の償還方法及び期限		利息の支払方法及び期限	
		償還方法	償還期限	支払方法	支払期限
契約者に対する貸付けに係る長期借入金	18,000億円	個々の貸付けについての償還期限内に随時償還 (分割償還可)	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)	貸付けの日の翌日から弁済の日までの分を後払い	借入金の償還の際 (償還期限を更新する場合には、当該更新の際)

(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構
平成24年度長期借入金償還計画に関する申請の概要

1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画

(1) 預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成24年度借入見込額) ※ 預金者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。		3,000億円
	うち平成24年度借入見込額		2,400億円
借入先	株式会社ゆうちょ銀行		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可)	
	償還期限	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間(最長2年。1回に限り更新可)	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>2,600億円</u>		

(2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成24年度借入見込額)		24,500億円
	うち平成24年度借入見込額		0億円
借入先	株式会社ゆうちょ銀行		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	半年賦元利均等償還	
	償還期限	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>2,959億円</u>		

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

(1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成24年度借入見込額) ※ 契約者の貸付けの申込み及び返済の動向により、 変動があり得る。		29,000億円
	うち平成24年度借入見込額		18,000億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	それぞれ償還期限内の随時償還(分割償還可)	
	償還期限	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)	
当該事業年度の 償還見込み額	<u>19,000億円</u>		

(2) 地方公共団体、公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

長期借入金の総額 及び当該事業年度 における借入見込額	長期借入金の総額 (過年度分及び平成24年度借入見込額)		122,989億円
	うち平成24年度借入見込額		0億円
借入先	株式会社かんぽ生命保険		
借入金の償還方法 及び期限	償還方法	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還
		財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元金均等償還
	償還期限	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間
		財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	個々の公庫公団等に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間
当該事業年度の 償還見込み額	地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金		<u>11,972億円</u>
	財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金		<u>65億円</u>

平成24年度長期借入金の償還計画

1 郵便貯金勘定における長期借入金の償還計画

(1) 預金者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成24年度借入見込額)	3,000
うち平成24年度借入見込額	2,400

※ 預金者の貸付けの申込み及び返済の動向により、変動があり得る。

イ 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

ウ 償還の方法及び期限

別表1のとおり

エ 平成24年度償還見込額

別表1のとおり

(2) 地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成24年度借入見込額)	24,500
うち平成24年度借入見込額	0

イ 借入先

株式会社ゆうちょ銀行

ウ 償還の方法及び期限

別表1のとおり

エ 平成24年度償還見込額

別表1のとおり

2 簡易生命保険勘定における長期借入金の償還計画

(1) 契約者に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成24年度借入見込額)	29,000
うち平成24年度借入見込額	18,000

※ 契約者の貸付けの申込み及び返済の動向により、変動があり得る。

イ 借入先

株式会社かんぽ生命保険

ウ 償還の方法及び期限

別表2のとおり

エ 平成24年度償還見込額

別表2のとおり

(2) 地方公共団体、公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金の償還計画

ア 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額

	金額(億円)
長期借入金の総額(過年度分及び平成24年度借入見込額)	122,989
うち平成24年度借入見込額	0

イ 借入先

株式会社かんぽ生命保険

ウ 償還の方法及び期限

別表2のとおり

エ 平成24年度償還見込額

別表2のとおり

《平成24年度郵便貯金勘定における長期借入金償還計画》

	借入金の償還方法及び期限		償還見込額
	償還方法	償還期限	
預金者に対する貸付けに係る長期借入金	それぞれ償還期限内の随時償還 (分割償還可)	個々の預金者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (最長2年。1回に限り更新可)	2,600億円
地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	2,959億円

《平成24年度簡易生命保険勘定における長期借入金償還計画》

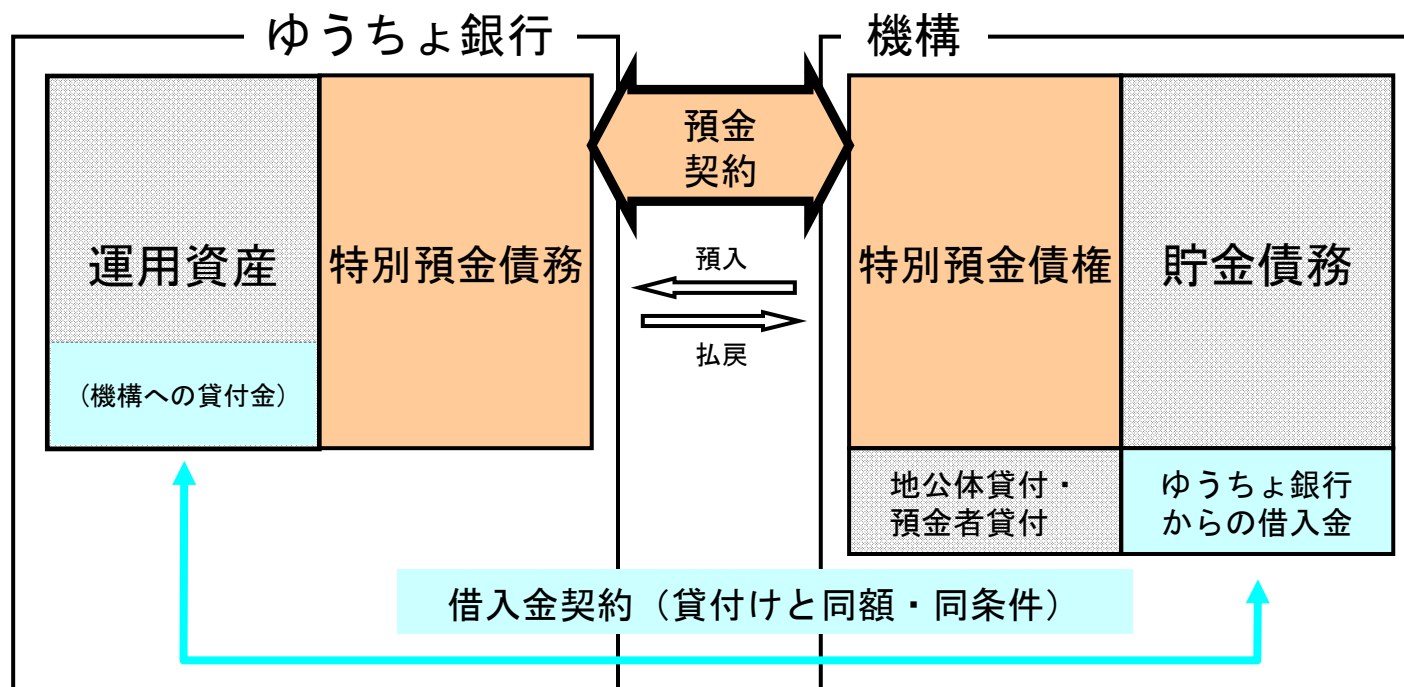
	借入金の償還方法及び期限		償還見込額
	償還方法	償還期限	
契約者に対する貸付けに係る長期借入金	それぞれ償還期限内の随時償還 (分割償還可)	個々の契約者に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間 (1年。貸付期間経過後1年を経過した場合、貸付金の弁済に代えて保険金額又は年金額を減額)	19,000億円
地方公共団体に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元利均等償還	個々の地方公共団体に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	11,972億円
財投改革前に実施した公庫公団等に対する貸付けに係る長期借入金	半年賦元金均等償還	個々の公庫公団等に対する貸付金の貸付期間とそれぞれ同期間	65億円

長期借入金・償還計画のポイント

参考1

- (1) 機構が有する預金者等に係る債務に相当する資産は、すべてゆうちょ銀行又はかんぽ生命保険に預金又は再保険されることとなっている。
- (2) その結果、機構が旧日本郵政公社からの承継等により実施することとされている預金者、保険契約者及び地方公共団体等への貸付けを維持するために、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険から長期借入れするもの。
- (3) 借入れの金額・条件(利率、償還期限等)は、機構が実施する貸付けと同額・同条件となっており、機構が当該借入れに係るリスクを負うことはない。

【ゆうちょ銀行と機構との関係（イメージ）】

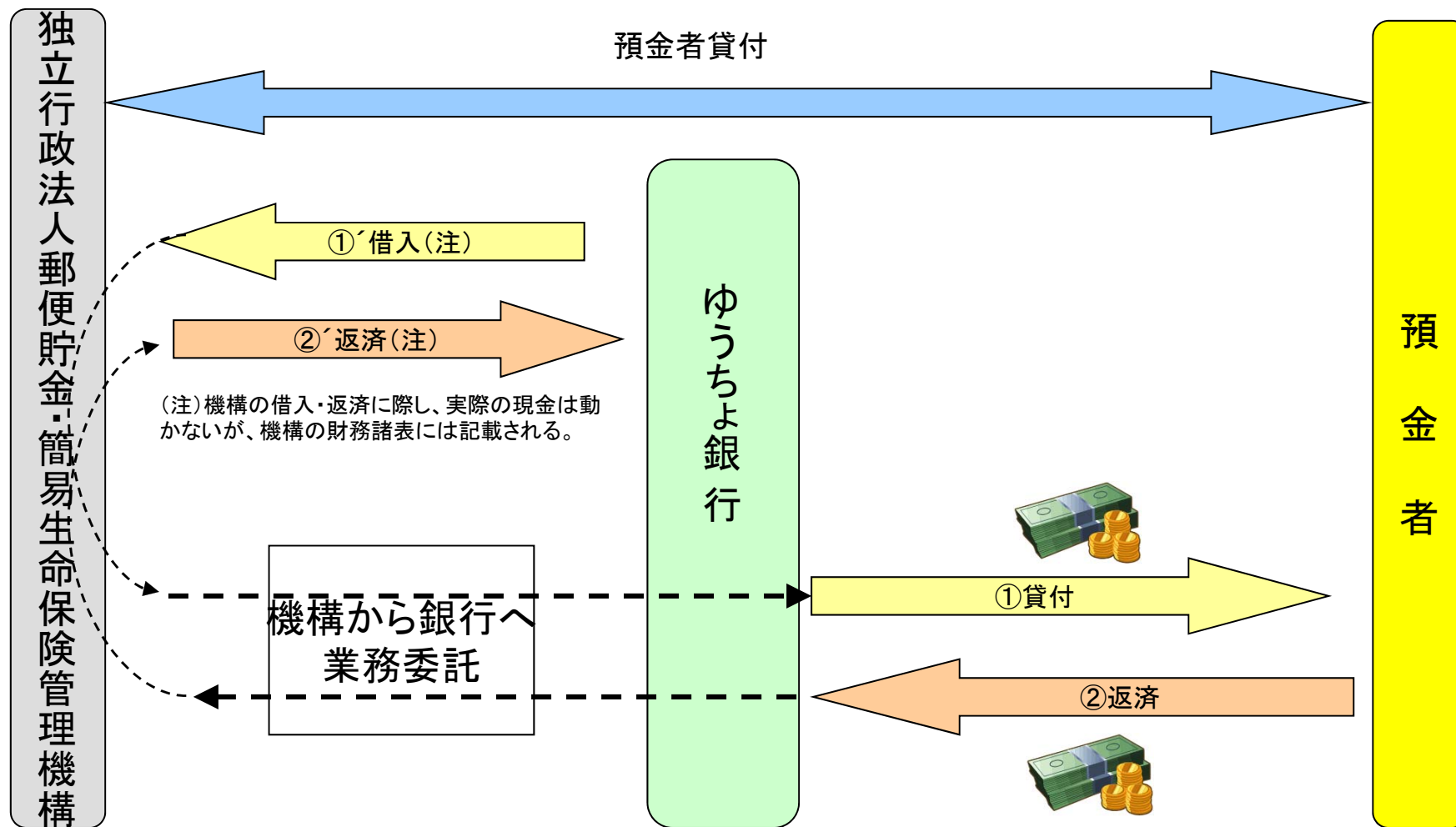


※かんぽ生命保険との関係も、基本的には同様

機構の長期借入金及び預金者貸付に係る資金の流れ

- ①機構が預金者貸付をするとき： ゆうちょ銀行⇒(機構)→預金者
(「⇒」が機構の長期借入金にかかる流れ)
- ②預金者が返済するとき： 預金者→(機構)⇒ゆうちょ銀行

※ 実務上は、ゆうちょ銀行が預金者に現金を貸し、返済を受けることから、現金は機構を通らないが、概念上、機構の財務諸表には記載される。



※ 旧簡易生命保険に係る契約者貸付の際も同様

参考条文

○総務省独立行政法人評価委員会議事規則（抄）

（公開に関する取扱い）

第七条 会議は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会議における議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、原則として、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、議事録等の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 委員会の事務局は議事概要を速やかに作成し、委員長の承認を得て公開する。

（分科会の議決）

第九条 独立行政法人に関する業務方法書の認可、中期目標の変更、中期計画の変更に係る認可、各事業年度に係る業務の実績に関する評価、財務諸表の承認、利益及び損失の処理の承認、借入金等の認可、不要財産に係る国庫納付等の認可、不要財産に係る民間等出資の払戻しの請求をすることができる旨の催告の認可、財産の処分等の認可、積立金の処分の承認並びに役員に対する報酬等の支給基準の決定に関する事項については、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができる。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（抄）

（長期借入金）

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

- 2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（償還計画）

第二十七条 機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（関係大臣との協議）

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

- 五 第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定による認可をしようとするとき 財務大臣